

議会だより

みなみふらの



観光客で賑わう道の駅に隣接するフードコート（8月13日）

第2回定例会概要	2～3P
一般質問	3～7P
執行方針質疑	7～11P
研修会報告	11P
議会の動き	12P

令和4年第2回定例会

令和4年6月17日～24日

令和4年第2回町議会定例会は、6月17日に招集され、会期を17日から24日までの8日間と決めた後、行政報告、教育行政報告、議会運営委員会報告があり、1議員による一般質問が行われた後、繰越明許費繰越計算書及び株式会社振興公社の経営状況について報告を受けました。引き続き、令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針が町長及び教育長からそれぞれ述べられ、第1日目を終了しました。

第6日目の6月22日は、町政執行方針及び教育行政執行方針に対し1議員から質疑が行われ、町長及び教育長から答弁がありました。その後、令和4年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算4件、条例の制定及び一部改正4件、その他1件の計9件について総務常任委員会に付託され、終了しました。
最終日の6月24日は、総

務常任委員会に付託された令和4年度一般会計補正予算等9件について、委員長から「原案を可とする」報告がなされ、報告のとおり可決した後、3議案を審議の結果、原案のとおり可決しました。その後、議員提出による意見書案1件について原案のとおり可決し、全ての日程を終え、定例会を終りました。

条例の制定

○南富良野町住宅建設等促進及び危険廃屋解体撤去促進条例

移住・定住の促進を図るため、住宅の新築や購入、建替え、リフォーム、賃貸共同住宅の建設、また危険廃屋の解体等に係る経費の一部を助成するものです。

条例の一部改正

○南富良野町国民健康保険条例

新型コロナウイルス感染症の影響による課税限度額

の引き上げ、及び保険税の減免の適用期間を1年延長し、令和4年度までを対象とするものです。

○南富良野町介護保険条例

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の適用期間を1年延長し、令和4年度までを対象とするものです。

○南富良野町道の駅を核としたまちの賑わい拠点設置条例

名称を「南富良野町道の駅設置条例」に改め、それに伴い文言の整理を行うものです。

その他

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

○北海道市町村総合事務組合規約の変更

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

それぞれ、上川中部福祉事務組合が加わったことによる変更です。

○南富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更

バスの老朽化に伴い、デマンドバス購入事業を追加するものです。

一般会計補正予算の主なもの

・自治体情報システム強化ネットワーク機器更改委託料 924万円

・行政手続オンライン手続基盤整備委託料 1385万円

・住宅建設等促進事業費 2260万円

・生活応援券事業費 2547万円

・町医療対策協議会負担金 1940万円

・産地生産基盤パワーアップ事業補助金 3260万円

・中山間地域等直接支払交付金 1851万円

・道営草地畜産基盤整備事業負担金

- ・幾寅地区農地耕作条件改善事業費 6350万円
- ・多面的機能支払交付金 2628万円
- ・町有林整備委託料 3654万円
- ・水源林整備委託料 4004万円
- ・道の駅再編整備に伴う公園整備工事 1529万円
- ・南富良野町管内街路灯LED設置工事 1億3200万円
- ・十梨別橋外4橋梁補修実施設計委託料 1800万円
- ・東幾寅線整備工事 4020万円
- ・中学校体育館外壁塗装及び屋根防水補修工事 8980万円
- ・高等学校校舎耐震改修及び大規模改修工事実施設計委託料 3423万円
- ・金山地区コミュニティセンター外壁改修及び塗装工事 1638万円

ンター外壁改修及び塗装
1284万円

令和4年度各会計補正予算	補正額	補正後
一般会計	8億1791万円	43億8899万円
国民健康保険事業特別会計	—	2億8077万円
後期高齢者医療事業特別会計	—	3885万円
介護保険特別会計	—	3億1196万円
町立診療所事業特別会計	393万円	8933万円
簡易水道事業特別会計	4411万円	1億9831万円
公共下水道事業特別会計	1459万円	1億3764万円
合計	8億8054万円	54億4585万円

～議決された意見書～

◆森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

※議決された意見書は、議長名でそれぞれの関係機関に提出しています。

閉会中の継続調査

総務常任委員会では次の4件について閉会中の継続調査をすることとしました。
 ・新たな公共交通体系の在り方について
 ・道の駅再編整備について
 ・かなやま湖森林公園内における民間事業者の活用について
 ・河川防災ステーションについて

問 本事業に対する受益者の意向をどのように捉えているか

答 負担軽減措置の拡大と受益者の声に沿った事業展開を図る



一般質問（要旨）
酒井 年夫 議員

①農地耕作条件改善事業について

酒井 幾寅地区における災害復旧対応の農地耕作条件改善事業については、3月の定例会において受益者へのさらなる支援をということとを申し上げていたが、その後の対応と事業の進捗状況について伺う。

町長 本事業の実施予定生産者数は12戸、全体事業費は1億6千万円で計画をしており、工種は暗渠排水、客土、徐れき、堆肥投入となっている。制度上の負担割合は国が55%、地元が45%（うち町が25%、受益者が20%）となっているが、堆肥投入については本来補助対象外であり、町と受益者で協議し、折半で50%負担の支援をすることで、昨年度から事業を開始している。
 事業の進捗状況は、令和3年度において、暗渠排水が受益者6件で、全体計画の約80%が完了、客土は受

受益者5件で約50%、徐れきは受益者3件で約30%、堆肥投入は受益者2件で約20%がそれぞれ完了しており、令和3年度合計で、受益者14件、実施面積19・98ヘクタール、事業費が5840万円、全体計画に対する進捗率は事業量で約40%となっている。

現時点での令和4年度の実施計画については、暗渠排水が受益者2件、客土が受益者2件、徐れきが受益者1件、合計で受益者6件、実施面積3・58ヘクタール、事業費が2620万円の予定となっている。

農業生産者については、生産資材やエネルギーの高騰などで大変な状況を迎えていると認識している。特に6年前の災害による圃場の復旧をしなければならぬハンデを抱えている農家については、さらなる受益者負担の軽減措置は必要と判断しており、受益者と

の協議も行い、早急に負担軽減の措置を講じ、9月の定例会に係予算案を提案させていただきたい。

酒井 災害後、圃場の復旧

措置として最初に火山灰を入れたのが大きな間違いであった。それを今回の事業で黒土を入れていくが、一部の受益者からは経費負担が大きく、運ばれている土がひどい砂利混じりで、さらに余計な徐れきの経費がかかってくると聞いている。黒土なら何でもいいのか、そのような土を客土としていくことに非常に疑問を感じる。

そういう中で、受益者からは今回のこの事業を延期する、検討し直す、やめようと思うといった声が出てくるし、担当課にもそういう農家の声が来ていると思うが、これに対し行政としてのどのような答えをしているのか。令和3年度の結果を踏まえて受益者の声もしっかり聞いて、行政ができる

ものを明快にした上で取り進めていただきたい。農業が我が町の基幹産業であるという位置づけを明快にするような農業行政の進め方やってほしい。

町長 本事業の受益者負担

分については、他の道営事業や土地改良事業と同様というわけにはいかないと判断し、令和3年度分も含めて負担軽減措置を講じていきたいと考えている。

また、客土に砂利が多いなどといった話をこういう議会でしか聞けない、中樞に届いていないというのは問題であり、本当に情けない、申し訳なく感じている。

今後は私が自ら動いて住民の皆さんの声をじかに聞

かせていただき、これは私だけではなく特別職、課長職、町職員全体がそういう姿勢の下で、真剣味をもつて行政の推進に取り組んでいく決意である。

産業課長 客土については、

受益者から2件の中止の申入れについてお聞きしている。

酒井 このままだと、さら

に中止や延期をする受益者が出ると思われる。所管課はもっと現場に足を運んで実態を十分に踏まえて、農業者に血の通ったやり取りをしてもらいたい。

この件に限らず、常に住民あつての行政ということ一度肝に銘じてもらいたい。

2 道の駅周辺整備に伴う官製談合のその後について

酒井 ① 今回の官製談合の

不祥事については、非常に情報が不足しており、行政からの情報の提供が少ないとの声が多い。行政は我々よりも情報を持っていると思うが、やはり行政としての説明不足、住民に周知不足ではないか。新聞で報道されること以外は報告できることがほとんどないのか。② 前理事者に対する弁償金等について、現状で町村会の弁護士等から指導を受けているのか。裁判前、判決前だから一切触れられていないのか。これはどのような取組をしているのか。③ 官製談合防止に向けた取組が広報に掲載されたが、その具体的な取組がどのように現在まで実践されたのか。その中で職員の信頼回復に向けた取組の3点の実行状況と、現時点での評価はどうなっているのか。



暗渠排水工事

以上、3点について伺う。

町長 ①その後の経過として、被疑者3名、このうち2名については公判が開始されており、それぞれ7月4日と7月11日に判決が言い渡されるといふ予定と聞いている。また前町長については、7月11日に第1回の公判が開かれる予定と新聞で報道がされている。

町としては弁護士に相談しており、まずは事件の詳細、事実を確認するため、裁判の傍聴をすべきとの助言を受け、職員が2人の被疑者の公判を傍聴し、その詳細については私も承知をしているところである。ただし、まだ結審になっていないので、最終的に結審になれば細かいことも含めて何らかの形でお話しすることができると思っている。

今は裁判の傍聴等により事実の詳細を把握している段階であり、最終的に結審をされたときには、法的に対処すべきことはきちんとして

応じていかなければいけないし、報告説明をする必要があると今の時点では考えている。

②これは損害賠償ということになるかと思うが、この取組については、裁判の行方をしっかりと踏まえながら、弁護士とも協議、相談をしているところである。損害賠償の相手が3名になるのか、損害がどこにあるのか等、非常に難しいこともあり、助言をもらいながら取り進めていきたい。

この損害賠償に絡む分として国の補助金や起債に対する対処について、まだ国から返事をいただいております、これも損害賠償と絡んでくる話になることから、この辺がしっかりと決まってくる、合わせて対応をしていくことになると思うので、その際には議会の皆様にも相談をさせていただきたい。

③再発防止に向けた意識の徹底を図るため、全職員を

対象とした研修会を実施している。また、体制面の整備については、入札関連秘密情報の管理徹底として、予定価格調書は会計課長で管理し、設計書は副町長決裁にして町長は見ない、決裁後は厳重に保管する等、取決めをして、談合情報対応マニュアルについては4月に原案を作成し、課長会議にて内容の確認を今行っているところである。

信頼回復に向けた基本的取組として、襟を正す部分も含め、挨拶の励行、ネームプレートに着用、事務所内の整理整頓等、しっかりと指導をしていきたい。

酒井 ①住民、議会に対してほとんど情報の提供がないということを申し上げている。少なくとも前理事者以外の2人については第1回の公判が終わって、7月に結審されると新聞報道等が出ている。ここへ職員が傍聴に行って、その経過すら議会に対し報告がないと

いうのは不遜である。前理事者も含めて結審まで出さないというのか。公判そのものは非公開、秘密会じゃないのだから、報告をしないということ自体が私は行政としていかなるものかという疑問を持っている。職務怠慢と言いたくなっている。そのことについてどうお考えなのか。

②損害賠償、これは今後、町村会の顧問弁護士のアドバンによって変わってくると思うが、議会も住民も何も分からないというのは問題である。経過等については聞かせてもらう機会があるべきと思う。

③このようなことは一般常識論の話で、うちの町の行政職員の規律が非常にだらしなかったということを端的に物語っている。

ネームプレートはぜひつけていただきたいのだが、何色か違うものがある、差別なのか、変えた理由も聞かせてほしい。

談合が悪いというのは皆さんも承知のはず。結果的には1人1人の資質の問題で、これはうちの行政の欠陥であり、職員として役職に対する責任、役割の欠如である。

ここ七、八年、町長室の裏口出入りが盛んに言われていて、とうとう町長室がガラス戸から板張りになった。あれでは住民をシャットアウトしている。なぜオープンにできないのか。町長は自ら動いてと言うが、来てくれる住民が気軽に声をかけてくれるのも大事なことで、それを皆さん方は拒否している。それをよしとしているのなら感覚がずれている。

今回の問題は、特別職の皆さん方の責任、役割の欠如、それから自己保身、見て見ぬふりをした結果である。これは町長、副町長がしっかりと職員指導をしていいたら、簡単に官製談合できない。これは内部のたがが緩んでいる。住民の目線に立った行

政の取組でない。

町長 ①まず公判に関する内容、当然こういった経過は知るべきと思いますし、隠しているつもりはない。全体的には、町民の皆様含めである程度説明をするには、

結審で事実がきつちり決まったとき、どういう形でお話しできるかということ。公判で聞いてきたことについては示せるので、今定例会期間中にも情報提供をさせていたたく。

②損害賠償に関しては、法律に基づいてやらせていただきたいと思うが、何よりも前町長の公判が始まらないと、この3人の部分について、どうするという方針決定までいきませんので、この経緯については、しっかりと機会をつくりながら報告をさせていただきたいと思う。

③談合含めて職員の資質の問題、これは私の一般職から特別職含めて41年間の歩みに対して言われているの

だと思う。これからしっかりと改めていくしかないが、できていないところがあればご指摘をいただき、また襟を正していくしかないと思っている。

町長室の壁については、私が副町長時代に替えたのだが、町長室の音がダイレクトに聞こえてくることもあり、町長としてもこれは悪い意味ではなくて、プライベートの部分の時間もあり、戸の不具合もあり取り替えたとところである。それに合わせて、副町長の分もしたわけで、決して町民の皆さんに来ていただくな、来るな、なんていう姿勢ではないです、逆に町長室、副町長室ということではなく、私もともかく足を運んでいろいろな方からいろいろな話を聞いて、そしてそれを政策に反映をさせていく、そういう姿勢でいる。全般的に綱紀粛正しなければいけないということだと思うが、その部分につい

てはしっかりとこれから管理職一体となって考えながら実践し、職員にも協力を要請していき、もう一度職員にも考えていただく、そういうことで信頼回復に努めたいと思う。

総務課長 前のネームプレートがぐるぐる回るもので、なるべく回らないものを作ろうということ今回作成をした。住民の方も、ここに書いた字を覚えていなくても、黒だった、茶だったということであればと思いたということであらう。管理職に黒、一般職に茶色、女性職員に白という形にさせていただいたところで、差別というつもりは全くなく、名前や役職まで覚えていなくても、ネームプレートの色で、誰が対応したか分かりやすいかと思いたか分かりますかと思いたか分けてみました。

酒井 もう一度綱紀粛正をきちんとしていただいて、挨拶ができるような職員に、住民が入ってきたら、ご苦労さまです、どこにご用で

すかと、声ぐらいかけられるような職員になってください。一番行きたくないところが役場なんて聞かさないようにしてください。

町長 私も管理職も含め、これはしっかりと職員にも受け止めていただいて、どういふやり方がさらにできるのか、改めて課長会議の中で議論し、何よりも信頼回復、町民の皆さんに役場変わったと言われるようにならないかならなければならないと思う。私も責任を感じて町長に立候補させていたでいており、そういうことも含めてしっかりと襟を正していくという決意で、この任期を全うしていきたいと思う。

酒井 役場の職員は、仕事に対する責任の取り方を知らない、責任ということを感じていない、本当に非常識である。このことだけははっきり申し上げておく。

酒井 今般の本町の不祥事を契機に、ごみ収集の業者が替わったようであるが、その替わった業者決定のプロセス、入札状況及び内容について伺う。

町長 3月10日の総務常任委員会の際、議員各位からは、ごみ収集業務をはじめ、各種町の業務を受注しているまごころ企業組合については、同様に逮捕された事業者が2年間の指名停止の措置を取ったことから、同様の措置を取らざるを得ないと考えるが、まずは働いている職員の雇用をしっかりと守ることが前提、というご意見をいただいた。

一方、まごころ企業組合は職員がごみ処理業務のほかに公園管理などの各種業務も行うことで通年雇用を維持しており、一部の業務を剥がしてしまうと全員の雇用が維持できない状況も分かり、対処に苦慮していたところ、新たに就任した代表理事から、このままで

3 3 ごみの収集委託業務について

は雇用を維持していくことは困難であり、企業組合が実施してきた業務を同じ地域にあるKON産業有限会社に引き継いでもらえれば全員の雇用が可能との提案があり、KON産業有限会社が代表者にその旨を説明したところ理解を示してく

れたという相談が町にあった。町としては全員の雇用確保を最優先に考え、さらにごみ処理業務の委託については過去から貸金中心の予算で組んできており、もし民間業務に移行するとなると大幅な予算の追加が必要になることから、最終的にKON産業有限会社を指名して入札を執行させていただいた。

このような経緯により、発注までに時間がかかったことから4月は臨時職員ということで直営でごみ処理業務を実施し、委託業務期間は5月1日から来年の3月31日までとした。

入札の状況については4

月19日に入札を行い、1社による指名入札で、落札率は97・4%である。

酒井 当時、幾寅の企業組合から振興公社に、そしていつの間にかまごころ企業組合が行っている。そのプロセスが誰も分からない。今回の官製談合の仲介役を大事にして、前理事者の思惑だけでそうなったのではないのか。今回また同じ轍を踏もうとしている。ごみ処理はこれからも続く事業なのだから、本来なら工事請負と同じく指名願いが出てきて入札しなければならぬ。他の企業に出しても経費は多少高くなるかもしれないが、雇用については今の職員を含めていつでも受けると聞いている。地元だからと結果的に目先の都合のいいように理屈づけしているのは、行政の甘さではないか。

今後も道の駅の再整備や公園の工事もある中で、また談合を生みやすい地域限

定型入札をやるのではないか。こういう不祥事が起こった後だから、この轍は二度と踏まないという意思を示してもらいたい。

町長 まごころ企業組合では、ごみ処理にあたっては職員も多忙時には草刈業務に回るなど、業務の都合によって、やりくりをしながらトータルで運営されてきた実態があり、この部分だけを分離することが難しいことと、一般の清掃会社等になると当然利益追求になるため費用的に大きな経費がかかってくる。最終的に全員の雇用を守ることと、同じ下金山地区にある事業体にお願いをすることで入札を行ったところであり、こういった経緯の下でのことで、そこはしっかりと襟を正して、そうではないとさせていた

また、道の駅に関する話があったが、この件については今後において談

合につながることはないよう、大型工事については地域限定型ではなく一般競争入札で行うことなどの検討もしており、機会を見て説明していきたいと考えている。

酒井 今回ごみ処理業務を受けたところは企業組合ではなく有限会社であり、賃金主体の予算金額で始めてはみたものの、今後、企業として当然事務費がかかる等、会社の利益の話が出てくるのは明白である。経費が余計にかからないというのが理由の一つということであれば、このごみ処理については毎年厳しく委託料のチェックをさせてもらう。

いずれにしても、住民に疑いの目を持たれないよう、決して二の轍は踏まないこと。町長はじめ管理職の皆さん方、肝に銘じて、職員にもそのことを徹底しながら行政を進めてもらいたい。

執行方針に対する質疑（要旨）

酒井年夫議員



コロナ禍における支援事業について

酒井 商工業者に対する燃料費等の負担増に対して支援金を措置するところがあるが、具体的にどのような場面を想定し燃料費の負担増と判断するのか。また、商工業者以外の全住民は燃料費の負担増がないと判断しているのか伺う。

町長 本制度は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の

趣旨に基づいて、コロナ禍において燃料や電気、ガス料金を含む物価の高騰を受けた生活者、同様に影響を受けた事業者の負担軽減を図るため、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施することを目的として創設された事業で、本町には320

0万円の配分がされている。町ではこの事業の趣旨に基づき、これまでの給付実績や他の支援金とのバランスも考慮して、1事業者の支援金を5万円とさせていただいた。また、住民には

燃料費を含めて生活応援券として1人当たり5千円の配布は漏れなく該当することとなっている。このほか、高齢者で町民税非課税世帯、子育て世帯にはほかに基準を設けており、結果的には事業者、高齢者で低所得者、子育て世帯に手厚い形で支援をしようと思わせていただいた。

は燃料費の負担軽減を商業者だけに明快に限定している。農家だつて機械の燃料等、物すぐくかかっている。生活応援券も飲食リピーター券も商工会員にも行くのか。不公平ではないか。その根拠が明確ではない。

町長 商工業者にとつてこの2年半は本当に苦しい環境であり、これを踏まえての今回のさらなる交付金事業という国の趣旨に沿って実施するものである。事業者に対する5万円は、あくまでも事業に係る負担であり、事業所に現金で支給する。生活応援券については、事業をやられていてもいなくても1人個人に対して交付する。高齢者で非課税世帯の事業者がいれば、事業所としての5万円の給付を受けながら、個人として応援券は出すという制度設計になっている。

酒井 生活応援券は、全世帯対象だからよい。問題なの

酒井 全て商工会員も対象になるのなら、平等性がない。

どこまで皆さん方が論議され、施政方針としてうたわれたのか、非常に疑問を感じる。さらに予算でしっかりと議論させてもらう。



足腰の強い農業づくりについて

酒井 金山地区、下金山地区対象の国営農地再編整備事業だが、対象農家は何戸あるのか。また、国営土地改良事業が終わって何年になるのか。今回は農地の区画整理、農地の大区画化、畑地化、換地計画の策定とあるが、かつて国営土地改良事業が行われ行政も多大な支

援も行い、受益者も多大な分担金の返済もやっと終わらせたが、今回の再編整備事業に行政の負担と受益者の負担が伴うと思うが、どのような負担が予定されるのか伺う。

町長 対象農家は金山地区で5戸、下金山地区で20戸、計25戸である。完了した国営土地改良事業は、昭和40年から開始され、昭和54年に完了しており、今年で43年経過している。

この地区の対象生産者から、用配水路の老朽化による管理作業の負担増への対策、生産コストの削減に向けた水田の大規模化を望む声が高まり、それであればきちんと収益性を上げるように土地改良事業をしなければいけないということも含めて、機運が今高まっていると感じている。

整備計画の概要として、地区全体で2243ヘクタール、受益者戸数231戸、うち本町は342ヘクタール、

受益者戸数は25戸である。事業費については、今後の地区調査を得て積み上げられていくが、南富良野と山部を合わせた全体で490億円を見込んでいる。負担率は現時点で国が75%、道が18・3%で、残り6・7%が地元負担、このうち町が4%、受益者が2・7%というのが一つの制度上のガイドラインと承知している。



下金山地区の水田

担い手対策について

酒井 若手農業者、農業後継者の研修について、令和2年度、令和3年度にどのような内容で何回行われたのか。継続性を持たせ、若手農業者の仲間づくり、共に話し合い、相談しながら行うことが、農業振興として担い手を育てていく重要な事項ではないか。行政として、若手農業者、後継者の研修、集まりを定期的にも組織を作り取り組んでいくつもりがあるのか。取り組みとしたらいつから行うのか伺う。

町長 令和2年度は農業後継者との意見交換会を一度開催したが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施することができなかった。令和4年度においては、11月をめぐりに、おおむね50歳以下の農業経営者及び後継者、関係機関の担当者等で道内農業視察研修及び交流会を併

せた形でと考えているが、これからしっかりと検討していきたい。

行政と農業者の距離が随分離れていると私も感じており、町としてはこの事業について、継続して取り組んでいく。

新たな交通体系の確立について

酒井 鉄道を存続させるには毎年10・9億円の経費が必要とのことであるが、その根拠は。また、昨今の廃線に伴う実態として、札沼線については、月形町長が国からの初期投資が、バス運行会社への赤字補填を想定し、20年間もたないのでは、という危惧をはっきり示している。また胆振線では、初期投資の金が底をつき、バスが廃止になる状況と喜茂別町長が発言している。

富良野く新得間は初期投資の金額など、日高線に做ったものと思うが沿線の首長さん方は、どこまで真

剣に捉えているのか。札沼線、胆振線の二の舞にならないような対策、方策をJR、道、沿線関係市町村と十分な協議、論議が必要と思うが、首長としての覚悟と、今後の取組について考え方を伺う。

町長 年間10・9億円の根拠だが、平成27年度の収支を基に算出されており、内訳としては人件費1・4億円、車両の検査・修繕費1・1億円、線路・橋梁等の維持修繕費5億円、減価償却費1・6億円、一般管理費等1・1億円、固定資産税0・2億円、今後20年間で想定される土木構造物の大規模修繕1・1億円から運行収入0・6億円を差し引いた金額が10・9億円である。

バス転換にした場合に懸念されること、バス転換した他の町村の実態、国鉄の民営化後の国の対策に対しては、私も議員と同様の不満もあり、不安もある。残念ながらバス転換をするか

しないという選択に変わっていくという状況である。

今後は4市町村で最終的な判断に向けた議論が開始されるが、バス転換した場合の懸念されることや市町村の実態も含めて、4市町村で共有し、JRとの交渉事にもなりますので、議会のご意見もいただきながら最終的な判断をしていきたい。



東鹿越駅でバスに乗り換え

酒井 富良野、南富良野、占冠、新得それぞれがJRに

対する意識に大きく違いがあるが、うちの町が一番影響が大きい。なるべくなら4市町村、意思を尊重し合いながら、同じ廃線になるにしても、後々へ向けて心配が少しでも減る努力を心からお願いする。

アドベンチャーリズムの推進について

酒井 本町の観光振興を図るには、3年から5年後を見据えた目標や方向を示すビジョンを令和4年度に作成すると述べているが、町の観光の一環として、自然を利用したアドベンチャーリズムということでは、本当にどうなのか。ラフティングの皆さん方がこの地に根を下ろして一致協力しながら一つの組織として、団体をつくってでも取り組んでいくということがあるのか非常に不安に感じる。政策方針では、観光担当専門

職員のほかにも数名入れ、そちらの仕事に携わせると読み取れるので、行政、観光協会がスクラムを組み、本町の観光の在り方、我々も十分理解できるような体制をとっていただくことを期待するが、首長としての考え方を伺う。

町長 今回、道の駅再編整備事業で複合商業施設が4月に開業し、マリオットのホテルもオープンする。やっとな核となる部分が整備され、宣伝もしながら、ワンストップで観光客の窓口も観光協会にやっってもらうことで、道の駅を中心として泊まる、遊ぶ、食べる、そこにラフティング、カヌーといったアクティビティをアドベンチャーツーリズムとして、南富良野らしい観光の柱にしていきたいと考えており、これからの取り組みが大事だと思っている。そういった中で、観光ビジョンの策定が必要だと職員から提案があり、今年度

中に策定し、できれば来年度からそのビジョンに沿って取組を進めていきたいと考えている。

ラフティングの方々の中には家を建てて住んでいる方や空き家を買って取ってガイドをやりながら宿泊業をやっている方もいる。自治会にも参加しており、落合地域としての地域振興、一つの経済活動に結びついていくようにつくっていきたい。



空知川でのラフティング

振興公社の経営について

酒井 設立目的はことあるごとに聞かされているが、振興公社の今後のあるべき方向については聞かされた記憶がない。振興公社の宿泊部門、農産加工部門について経営の方向等について中途半端な体制のもと運営を続け、今日までできており、振興公社そのものが限界にきているのではないか。指定管理料の削減、宿泊部門の赤字をいかに少しでも抑えるのか、社長以下役員がその意識をしっかりと自覚し、あるべき姿を示すべきと思うが、町長の考え方を伺う。

町長 振興公社については、平成27年の議会特別委員会です振興公社の経営改善に関する答申を受けており、事業の見直しや廃止をしながら雇用の維持に努めながら振興公社の守備範囲を見直してきているが、引き続き努力が必要と考えている。

今の公社運営をどう変えるか、今後の在り方をどうするかを考える上で、まずは大事にしなければならぬのは雇用だと思ふ。今、担っている事業が公社以外で行うことで、将来性や発展の可能性があり、雇用が維持されるのであれば振興公社の守備範囲から外してもいいと思っている。何が何でも振興公社で守ってやっっていくということではない。

今後のあるべき姿については、まずはログホテルラーチと保養センターの運営にしっかりと取り組みながら、どこか民間でやっただけのようなところがあれば移行に向け努力していく。そして全ての公社の事業については、株主の皆様や議会の皆様方がどう思われるのか、私が勝手に言っただけのとおりになるものではなく、議会の皆様に駄目と言われたら廃業するしかないのだが、ともかくいろいろ課題はあるが頑

張っていききたい。

酒井 振興公社には多額の指定管理料を払っているほかに、貸し付けや補助として公費が積み込まれている。公社の職員として何をやるべきなのか、行政として何ができるのか、真剣に論議してほしい。また、町長、副町長も現場へ行って様子を聞き、指示するなど徹底してほしい。

文化財について

酒井 本町のただ一つの無形文化財である「幾寅獅子舞」について一言も触れられていないが、後継者難を踏まえ教育委員会としてどうのうに存続、継承していくのか、考え方を伺う。

教育長 この伝承には、幅広い方々の理解と協力が必要であることから、教育委員会としては、昨年2月に保存会と連携して、演舞の披露、用具の展示といった体験会を開催して、町民の皆さんに、より身近に感

じていただく取組として支援も行ってきている。これまでは主として、演舞の発表の機会に合わせて演奏者、踊り手の練習、あるいは育成活動をされていたが、昨今のコロナ禍で伝承活動がしばらく停滞しているという話は私も聞いています。また、獅子の本体である胴幕については年数もたつて、何とか補修をしながら使用しているという実情も聞いている。

今後も保存会と協議しながら、町唯一の無形文化財である獅子舞の伝承を継続できるように、引き続き支援をしてまいりたい。

酒井 町の唯一の無形文化財であり、年1回の教育行政執行方針では、その伝承等について触れる必要があるのに触れないということ、私は心外である。あの幾寅獅子舞はうちの寺のもので、最低でも2つあるはず。それを返せとは言いません。ただし、寺のものと行政が

補助金を出して買ったものとの一覧表は、きっちりつくらせること。

教育長として内部でしっかり論議していただきたい。今後、何かの機会に聞かせたい。何かの機会があるかもしれない。



幾寅獅子舞

家庭教育について

酒井 執行方針の家庭教育について「家庭学習習慣の定着」「望ましい生活リズムの定着」とあるが、これを学校教育ではなく家庭教育とし

て今の教育委員会は論ずるのか、最近、家庭教育の定義が変わったのか伺う。

教育長 第一義的な家庭教育については、その責任というのには保護者にあるということ、今も昔も変わっていないと私も感じている。時代とともに、子供が保護者不在で過ごす時間が増えているなど、子供を取り巻く環境が大きく変化してきているという状況にある。

2006年に改正された教育基本法の中で、家庭教育という規定が設けられた。その中で、行政はそれぞれの家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供、これらを支援するために必要な施策を講じるよう努めることが求められている。その中で、望ましい生活リズムの定着とか家庭学習習慣の定着、これは学習ということになるが、本町では家庭と学校、地域が互いに連携して家庭教育を支援する

という取組みとして、子ども朝活事業などを実施してきている。

また、社会教育としてPTAなどの団体とも連携を行い、家庭教育を支援していくということでも事業を展開している。

酒井 些細なことを言うようだが、家庭学習と家庭学習習慣、これは学校教育の中でやる事項で、家庭教育とは違う。いろいろな人から、地域で生活していく上での一員として生きていくための方策を勉強するのが家庭教育であり、時代が変わろうともこれは変わらない。学校教育との認識を持つている人間にしたらこれは疑問である。

少なくとも教育執行方針を出すのだから、神経を使ってチェックを入れてほしい。教育委員さん方も十分議論してもらいたい。

北海道町村議会議員 研修会参加報告

7月6日に札幌市で開催された研修会に5名の議員が参加しました。研修会では、政治ジャーナリストの泉宏氏による「参院選最終情勢分析と選挙後の政局展望」と題した講演を拝聴しました。

講演では、泉氏が取材で見聞きしたことを基に、参院選の分析や、選挙後の政治日程の予測をお話され、結論として、大方の予想どおり与党圧勝なら岸田政権はいわゆる「黄金の3年」を手に入れ、国政選挙は3年後となる公算が大きいと話されておりました。

(中野博司)



泉 宏 氏

議会の動き

令和4年5月～令和4年7月

- 5月 9日 ○議会事務局辞令交付式
- 21日 ○イオン環境財団との植樹祭
- 27日 ○上川地方総合開発期成会専門部会及び定期総会（旭川市）
- 30日 ○富良野広域連合議会第1回臨時会（富良野市）
- 31日 ○釧路市議会行政視察来町
- 6月 9日 ○南富良野町商工会会長他来局（原油価格・物価高騰並びに新型コロナウイルス感染症に対する経済対策に関する要望）
○フェアフィールド・バイ・リゾート・北海道南富良野内覧会
- 10日 ○議会運営委員会
- 12日 ○南富良野西小学校大運動会
- 14日 ○上川町村議会議長会臨時総会（札幌市）

- 14日 ○北海道町村議会議長会定期総会及び議長・事務局長研修会（札幌市）
- 17日 ○南富良野町議会第2回定例会
- ～24日 ○議会運営委員会
○全員協議会
○総務常任委員会
○議会広報特別委員会
- 19日 ○第2師団創立72周年及び旭川駐屯地開設70周年記念行事（旭川市）
- 23日 ○フェアフィールド・バイ・リゾート・北海道南富良野オープニングセレモニー
- 7月 3日 ○第51回消防上川地方支部富良野地区分会消防総合訓練大会
- 6日 ○北海道町村議会議員研修会（札幌市）

議会を傍聴してみませんか

町議会は、定例会が年4回（3月・6月・9月・12月）開かれ、そのほか臨時会が必要ある時に開かれます。

議会の傍聴は町政の運営状況や議員の活動状況を知るよい機会です。

定例会では議案審議のほかにも、議員が行政に質問をする「一般質問」も行われます。

お気軽にお越しください。皆様の傍聴をお待ちしております。

次の定例会の開催予定は 9月20日（火）～22日（木）です。

会議中継映像をインターネット（ユーチューブ）で動画配信しています。生中継と録画配信をしており、いつでも視聴できますので、ぜひご覧ください。

※ 録画配信されるまでに時間がかかる場合があります。



← 定例会等の日程や議会だよりなども町のホームページからご覧いただけます。
<http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp>

第4回定例会

